

みまきっこまんなか応援村開村準備事業に関する協定書

久御山町（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、みまきっこまんなか応援村開村準備事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、みまきっこまんなか応援村（以下「応援村」という。）が円滑に開村できるよう、甲及びノウハウをもつ乙が協力して準備事業を実施することを目的とする。

（取組内容）

第2条 甲、乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 応援村の周知や地域で子育てをやる気運醸成のために実施するトライアルイベントに関する事
- (2) 応援村の設計及び設計に関する住民の意見聴取に関する事
- (3) 応援村開村後の運営についての提案・検討に関する事
- (4) その他、必要と認められるもの

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

3 連携事項の詳細については、甲及び乙合意の上、決定する。

（秘密の保持）

第3条 乙は、第2条の取組において知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲及び乙が書面により本協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、委託者受託者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 京都府久世郡久御山町島田ミスノ
38 番地
久御山町長

乙